

令和3年12月5日執行予定 長崎県議会議員補欠選挙(五島市選挙区)事務執行日程

1 事務日程

令和3年12月5日執行予定 長崎県議会議員補欠選挙(五島市選挙区)事務執行日程

月日	曜日	期日 前後	告示 期日 前後	県選管事務日程	場所等
10月19日	火	-47	5	山田県議自動失職→選挙執行事由の発生 ●選挙執行事由発生の特示(母決)	【衆議公示日】
				◇選挙管理委員会 【議案】 ・選挙期日及び選挙すべき議員の数 ・投票用紙の様式及び規格 ◇補欠選挙の執行通知(関係機関宛) 市町選管、都道府県選管、関係候補者、長崎地方検察庁、 長崎県警察本部、長崎地方公務局、日本銀行長崎支店、 長崎中央郵便局 等 ◆補欠選挙に係る報道発表 ■特報1号(選挙期日の決定)	
10月21日	木	-45	-36		
10月22日	金	-44	-35		
10月23日	土	-43	-34		
10月24日	日	-42	-33		
10月25日	月	-41	-32		
10月26日	火	-40	-31		
10月27日	水	-39	-30		
10月28日	木	-38	-29	◇投票用紙、公営物資・差出票 参考見随書	
10月29日	金	-37	-28		
10月30日	土	-36	-27		
10月31日	日	-35	-26		衆議 選挙期日
11月1日	月	-34	-25	◇見随執行通知発出(投票用紙・公営物資・差出票)	
11月2日	火	-33	-24		
11月3日	水	-32	-23	文化の日	
				◇選挙管理委員会 【議案】 ・臨時地方書記室の設置 ・選挙人名簿登録基準日等 ・ポスター掲示開始期日 ・選挙公報の様式規格 【協議】 ・ポスター掲示場区画数 ・繰上投票区及び投票期日 ・選挙長及び同職務代理者の選任 ・開票事務と選挙会事務との合同 ・選挙会を行う場所及び日時 ・選挙公報掲載欄のくじを行う場所及び日時 ・実質弁償の額及び報酬の額 ・直接請求署名数 ・選挙運動費用支出制限額 ◇公営物資・通常葉書差出票 業者決定	衆議 当選証書付与式
11月4日	木	-31	-22		
11月5日	金	-30	-21	◇投票用紙 業者決定	
11月6日	土	-29	-20		
11月7日	日	-28	-19		

曜日	曜日 前後	告示 前後	県選管事務日程	場所等
11月8日 月	-27	-18	◇候補者説明会関係者出欠・配付資料提出期限 ◇見積執行通知発出(選挙公報・点字名簿) ◇政治活動用ポスターの掲示の期限通知(候補者・後援団体・政党宛) (事由発表告示の翌日10/20～選挙期日12/5まで) ◇交付禁止の強化通知(候補者・後援団体・政党宛) (事由発表告示の翌日10/20～選挙期日12/5まで) ■特報2号 ・選挙事務に係る各種照会(11/11ㄱ) ・臨時地方書記室の設置及び書記の内申(11/11ㄱ) ・期日前投票所、不在者投票記載場所、当日投票の数(11/12ㄱ) ・ポスター掲示場の区画数 ・ポスター掲示場の設置(減少協議・設置数調(11/12ㄱ) ・設置図面(11/18ㄱ) ・投票期日の繰上内申(11/12ㄱ) ・投票所閉鎖時刻の繰上・繰下の届出(11/12ㄱ) ・投票結果速報の報告連絡主任者・速報時刻調査(11/12ㄱ)	
11月9日 火	-26	-17	◇候補者の手引き・諸用紙(紙・CD)完成 ◇選挙長事務の手引き完成	
11月10日 水	-25	-16	◇説明会資料完成 ◇投票用紙工程表提出期限	収支報告書ㄱ
11月11日 木	-24	-15	◇五島市選挙と打ち合わせ(AM) ◇五島市地方書記室と打ち合わせ(AM) ◇立候補予定者・政党等説明会(13:30～)	五島市役所 五島振興局 五島振興局
11月12日 金	-23	-14	◇特別郵便物資発送 ◇選挙長事務の照会回答ㄱ ◇期日前・不在者場所照会回答ㄱ ◇期日繰上照会回答ㄱ ◇投票時刻繰上回答ㄱ ◇選挙公報見積執行通知 ●委員会告示(另外) ・選挙人名簿登録基準日等(注22㉓、令14㉔) ・ポスターの掲示開始日(法144の2㉓、県規30) ■特報3号 ・投票用紙等の送付及び取扱いについて ・個人演説等要領について ・候補者届出状況の速報について ・氏名掲示の確認について ・住所移動者の投票方法の周知等について	
11月13日 土	-22	-13		
11月14日 日	-21	-12	◇公営物資・選挙運動用通常票裏書差出票 納期 ・候補者用：表示板、腕章、標旗、ビラ証紙 ・確認団体用：表示板、ポスター証紙、政談演説会表示 ◇食品(公営物資・差出票) ◇業者決定(選挙公報・点字名簿) ◇ゴム印発注 ◇関係機関依頼等(郵便、県警(警備)、九電(送電)、土木部(ポスター撤去))	
11月15日 月	-20	-11		
11月16日 火	-19	-10	◇特別郵便案内開始 ■特報4号 ・投票期日の送電について ・投票場所の警備について ・選挙関係郵便物の確保について ・道路等に掲示されたポスターの撤去について ・各投票所における点字器の点検について ・投票所での大語症者等への対応について	

令和3年12月5日執行予定 長崎県議会議員補欠選挙(五島市選挙区) 事務執行日程

月日	曜 日	期日 前後	告示 前後	県事務	
				県選管事務日程	場所等
11月17日	水	-18	-9	■特報5号 ◆投票等選挙の実施要領について ・速報電話及びファクシミリ番号 ・フランクシミリによる速報の留意事項 ・点字名簿の送付について ・投票の効力 ◇投票用紙原簿確認	
11月18日	木	-17	-8	◇事前審査開始 ◇投票用紙印刷・断裁・納品 ◇ゴム印刷品	
11月19日	金	-16	-7	◇事前審査(2日目) ◆速報記者レク ◇投票用紙・封筒類、公営物資、差出票 五島市着	
11月20日	土	-15	-6		
11月21日	日	-14	-5		
11月22日	月	-13	-4	◇事前審査(3日目)	
11月23日	火	-12	-3		
11月24日	水	-11	-2	◇事前審査完了 ◆告示選1・3校了期限 ■速報特報6号 ・選挙公報の送付等について	収支報告書記者レク
11月25日	木	-10	-1	◇選挙時登録 ◆記者発表(選挙人名簿登録者数) ◇立候補届受理会場設置・準備 ●届出受理リハーサル ●委員長専決 ・選挙運動費用支出制限額(法196) ・直接請求に必要な署名数(自治法74) ●選挙告示 選2校了期限	
11月26日	金	-9	0	(県議会開会) ●告示日(立候補届受理) ●委員会告示(号外) ・選挙期日及び選挙すべき議員の数(法34) ・投票用紙の様式及び規格(法45、県規4) ・選挙運動従事者等に対する実費弁償等の額(法197の2①②、令129) ・選挙長及び同職務代理者の選任(法15、令81) ・選挙会を行う日時・場所(法78) ・選挙公報掲載順序のくじを行う場所及び日時(条例4②) ・選挙運動費用支出制限額(法196) ・直接請求に必要な署名数(自治法74等) ●選挙長告示(号外) ・選挙長の職務場所(県規3) ・選挙立会人のくじを行う場所及び日時(法76、法62⑥) ・候補者届出書の受理(法86の4⑩)※以下立候補届出 ◇立候補の届出関係 ・立候補届受理(8:30～17:00) ・立候補届受理の報告(法86の4④) ・立候補届受理の通知及び各種照会(令92⑩、⑪) ・公営物資(法141⑤、県規8ほか)、証明書等(法149⑨、県規34④①ほか)の交付 ・選挙事務所の設置、異動品の受付開始(法130②、令108) ・立候補者の選任、異動品の受付開始(法180③、182) ・選挙運動事務員等届出書の受付開始(法197の2⑤、令129⑧) ・選挙運動用ビラ証紙交付申出の受付、交付開始(法142①⑦) ・立候補辞退届出の期限(午後5時)(法86の4⑩) ・県選管ホームページに候補者の情報掲載	五島振興局

令和3年12月5日執行予定 長崎県議会議員補欠選挙(五島市選挙区) 事務執行日程

月日	曜 日	期日 前後	告示 前後	県事務	
				県選管事務日程	場所等
11月26日	金	-9	0	◆立候補届出状況の記者発表(10時現在・15時現在・17時最終) ◇選挙公報関係 ・選挙公報掲載申請の期限(午後5時)(選挙公報条例3) ・選挙公報原稿の印刷所持込み (立候補届出会場から速報・データ送信) ・選挙公報掲載順序のくじの実施(選挙公報条例4②)、印刷所へ通知 ◇その他 ・選挙公営にかかる契約締結の届出等の受付開始(法141⑤、県規17ほか) ・選挙立会人届出の受付開始(選挙期日前3日まで)(法76、62①) ・点字の候補者名簿の発注 ・氏名掲示本の送付(くじにより並び替えの上、提出してもらい確認) ◇確認団体関係 ※県選管書記室において実施 ・確認団体確認申請の受付、確認書の交付(法201の8②) ・政治運動団体等による表示交付申請の受付、交付開始(法201の8④V、201の11⑩、県規74) ・政治活動用ポスター証紙交付申出の受付、交付開始(法201の9①、201の11④) ・政治活動用ビラ証紙届出の受付開始(法201の9①) ・機関紙証書届出の受付開始(法201の15①、県規76) ◇選挙公報のグループ校正・印刷 ◇選挙公報PDFをHP掲載 ◇選挙公報 納期(10:00)・五島市に運搬 ■速報特報7号 ・文書検取について ・政治団体の確認について(確認団体) ◇点字名簿納品・発送 ◆記者発表(期日前投票者数1回目) ◆定時登録・記者発表 ◆記者発表(期日前投票者数2回目) ◇選挙公報配布期限 ◆記者発表(期日前投票者数3回目) - 選挙期日 ◆記者発表 ・選挙当日有権者数 ・期日前投票者数(最終) ・推定投票率(10時、11時、14時、16時) ・投票結果 ・開票状況・結果 ◆当選者の決定報告(選挙長→県選管) ◇選挙管理委員会(11時～) ・当選者の住所及び氏名(法101の3②) ◇当選の告知(法101の3②) ◇当選証書付与式(13:30～14:00) ●告示(号外) ・当選者の住所及び氏名(法101の3②)	県選管書記室
11月27日	土	-8	1		
11月28日	日	-7	2		
11月29日	月	-6	3		
11月30日	火	-5	4		収支報告公表日
12月1日	水	-4	5		
12月2日	木	-3	6		
12月3日	金	-2	7		
12月4日	土	-1	8		
12月5日	日	0	9		
12月6日	月	1	10		県庁321会議室
12月7日	火	2	11		庁内会議室(未定)
12月8日	水	3	12		特別応接室
12月9日	木	4	13		
12月10日	金	5	14		
12月11日	土				
12月12日	日				

2 投票票等記者発表要領

令和3年12月5日執行予定 長崎県議会議員補欠選挙（五島市選挙区）
記者発表要領

1 発表の種類及び内容等

発表の種類	発表日時		発表の内容	県議補欠 発表様式
	月日	時間		
1 選挙人名簿登録者数	11月25日（木） （告示日の前日）	集計完了次第 （12時頃）	男女別の選挙人名簿登録者数及び 前回の選挙人名簿登録者数	県議発－1号 【A-A】【HP】
2 立候補受理状況	11月26日（金） （告示日）	10時15分 15時10分 17時10分	立候補者一覧表 （届出受理番号、受理時刻、 届出の別、氏名、一の ウェブサイト等のアドレス、 本籍、住所、年齢、党派、 職業及び親元の別）	県議発－2号 【A-A】
3 期日前投票者数	【第1回目】 11月29日（月）	集計完了次第 （11時頃）	11月28日（日）現在の期日前投票者数 及び投票率（対選挙人名簿登録者数比）	県議発－期日前 【A-A】【HP】
		集計完了次第 （11時頃）	11月30日（火）現在の期日前投票者数 及び投票率（対選挙人名簿登録者数比）	
	【第2回目】 12月1日（水）	集計完了次第 （11時頃）	12月3日（金）現在の期日前投票者数 及び投票率（対選挙人名簿登録者数比）	
		集計完了次第 （11時頃）	12月4日（土）現在の期日前投票者数 及び投票率（対選挙人名簿登録者数比）	
4 繰上投票区投票結果	12月4日（土） （選挙期日前日）	集計完了次第 （22時頃）	期日前投票者総数（最終） 及び投票率（対当日有権者数比） 繰上投票区別の男女別有権者数、五島市 全体での男女別投票者数、投票率及びH31 県議選投票率	県議発－3号 【A-A】【HP】
5 選挙当日有権者数	12月5日（日） （選挙期日）	10時	男女別の選挙当日有権者数	県議発－4号 【A-A】【HP】
6 推定投票率	12月5日（日） （選挙期日）	10時現在 11時現在 14時現在 16時現在 をそれぞれ、集 計完了次第 （各現在の時の30 分後）	選挙区（市町）別、男女別の 推定投票率及び前回同時刻の 推定投票率	県議発－5号 【A-A】【HP】
7 投票結果	12月5日（日） （選挙期日）	集計完了次第 （19:30頃見込み）	男女別の選挙当日有権者数、投票者数、 棄権者数、投票率及び前回投票率	県議発－6号 【A-A】【HP】
8 開票結果 （開票状況速報）	12月5日（日） （選挙期日から 開票終了まで）	21時10分を 第1回目として 30分ごとに	＜開票状況（中間）＞ 候補者別の得票数及び開票進捗率など ＜開票結果（確定）＞ 候補者別の得票数、有効投票数、 無効投票数、投票総数及び投票者数	県議発－7号 【A-A】【HP】

※【A-A】は電子メールによる資料提供 【HP】は県選管ホームページによる資料提供

2 発表の方法

各社指定のEメールアドレスに下記電子ファイルを送信後、2を除く1～8については、
県選管ホームページ（<http://www.pref.nagasaki.jp/section/senkan/index.html>）にも掲載します。
ただし、HP公表はメール送信から多少遅れて公表となることをご予想されます。

上記「発表の種類」	1、3～8	エクセルファイル
	2	PDFファイル

【メール送受信テストについて】

明後日11月24日（水）10時にメール送信テストを行います。

各社からお聞きしたメールアドレス（最大2つ）に記者発表様式（データなし）を添付し、メールを送付しますので、
受信を確認（添付ファイルが開くかどうか確認）次第、受信確認のメール（社名・担当者名を明記）
を**当日17時までに**返信いただきますようお願いいたします。

※**午前中**のうちにメールが届かなかった場合、県選管 豊増までご一報（095-895-2137）ください。
※不具合についてご連絡が無かった場合、翌日の選挙人名簿発表までに対応が間に合わない可能性があります。
必ずご連絡いただきますようお願いいたします。

3 その他

- 県選管開票速報本部（開票速報集計会場）の設置場所：県庁4階 市町村課
- この発表を円滑に行うために、次のことにご協力をお願いします。
 - 各報道機関は、取材に当たって各市町選挙管理委員会の開票事務に支障のないようご留意ください。
 - 開票集計会場へは、選挙期日は立ち入らないでください。
 - 県選管と県政記者クラブとの折衝は、全て幹事社を通じて行います。
 - 選挙期日当日の開票速報受理会場の電話番号は（095-895-2137）です。
 - 県選管の記者クラブへの発表は、次の者が行います。
県選挙管理委員会書記室 総務書記長補佐 北村 哲也

3 速報実施要領

速報実施要領

令和3年12月5日執行予定の長崎県議会議員補欠選挙（五島市選挙区）に係る投票結果等の速報については、この要領に定めるところによる。

長崎県議会議員補欠選挙

1 速報実施方法

直接当委員会へ報告すること。（メール又はFAX）
※（メール）と記載のあるものはメールによる報告とする。

2 速報の種類及び速報時刻等

速報の種類	速報の日時		留意事項	県議補欠報告様式
	月日	時間		
1 [県議補欠] 選挙人名簿登録者数 （メール）	11月25日（木）	11:00までに		県議受－1号の1・2
2 [県議補欠] 期日前投票者数 （メール）	【第1回目】 11月29日（月）	10:00までに	28日（日）までの 期日前投票者数の 累計	県議受－期日前
	【第2回目】 12月1日（水）	10:00までに	30日（火）までの 期日前投票者数の 累計	
	【第3回目】 12月4日（土）	10:00までに	3日（金）までの 期日前投票者数の 累計	
	【最終】 12月5日（日） （選挙期日）	10:00までに	期日前投票者数の 総数を報告すること。	
3 [県議補欠] 繰上投票区投票結果 （メール）	12月4日（土）	投票結果が 判明次第直ちに	全投票区分をまとめて 報告すること。	県議受－3号
4 [県議補欠] 選挙当日有権者数 （メール）	12月4日（土） （選挙期日の前日）	22:00までに		県議受－4号

発表の種類	速報の日時		留意事項	県議補欠報告様式
	月日	時間		
5 [県議補欠] 推定投票率 （メール）	12月5日（日） （選挙期日）	10時現在 11時現在 14時現在 16時現在	投票率は、小数点 以下第3位を四捨五 入し、第2位まで算 出する。 期日前投票及び不在 者投票者数は含め ない。	県議受－5号
6 [県議補欠] 投票結果 （FAX）	12月5日（日） （選挙期日）	投票結果が判明 次第直ちに	期日前投票者、不 在者投票者の脱落が ないよう注意する。	県議受－6号
7 [県議補欠] 開票結果 （開票状況速報） （FAX）	12月5日～6日 （選挙期日から 開票終了まで）	開票進捗率が概ね 50%、100%のとき、それぞれ報告		県議受－7号

3 FAX番号等について

- (1) 速報の種類のうち、FAXについては、下記のとおりです。
095-823-4166
- (2) 速報の種類のうち、メールについては下記のアドレスに送信してください。

※送信先アドレス： senkan@pref.nagasaki.jp

4 その他の留意事項

- (1) 速報にあたっては、必ず「発信者の氏名」を明記してください。
また、内容確認が必要な場合に、速報担当者に確実に連絡がとれる電話番号を明記してください。
なお、やむを得ず電話で速報する場合は、必ず発信者の名前を告げ、受信者の氏名と速報時間を確認してください。
- (2) 訂正又は送信不良等で再度FAX報告する場合は、余白に「訂正分」または、「再送分」と記載し、併せて報告時刻及び報告回数を見直し修正するとともに、必ず電話連絡を行ってください。
- (3) 県選管への速報後、その内容について報道機関へ五島市選挙管理委員会において任意に発表することは差し支えありません。
- (4) 貴選管への待機解除の方法については、投開票結果速報の報告連絡主任者及び速報時刻等の調査にて回答ありました連絡先へ電話いたします。
- (5) FAXにより速報を行う場合は、送信用紙（かがみ）は付けないでください。

長崎県議会議員補欠選挙（五島市選挙区）告示一覧

委員会告示

N0	告示 番号	告示日	内 容	議 案		公報 番号
				番号	付議	
1	45	R3. 10. 19	選挙事由の発生（法113①）	-	専決	選
2	48	R3. 11. 12	選挙人名簿登録基準日等の決定（法22③、令14②）	84	R3. 11. 4	選
3	49	R3. 11. 12	ポスターの掲示開始期日（法144の2⑤、県規30）	85	R3. 11. 4	選
4	50	R3. 11. 12	臨時地方書記室の設置（委規12⑦）	83	R3. 11. 4	選
5	51	R3. 11. 26	選挙期日及び選挙すべき議員の数（法34）	76	R3. 10. 20	選 1
6	52	R3. 11. 26	繰上投票区及び投票期日（法56、令46①）	協議(3)	R3. 11. 4	選 1
7	53	R3. 11. 26	投票用紙の様式及び規格（法45、県規4）	77	R3. 10. 20	選 1
8	54	R3. 11. 26	選挙長及び同職務代理者の選任（法75、令81）	協議(4)	R3. 11. 4	選 1
9	55	R3. 11. 26	開票と選挙会の合同（法79）	協議(5)	R3. 11. 4	選 1
10	56	R3. 11. 26	選挙会を行う場所及び日時（法78）	協議(6)	R3. 11. 4	選 1
11	57	R3. 11. 26	選挙公報掲載順序のくじを行う場所及び日時（H14条例第9号4②）	協議(7)	R3. 11. 4	選 1
12	58	R3. 11. 26	選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の額及び報酬の額（法197の2①②、令129）	協議(8)	R3. 11. 4	選 1
13	59	R3. 11. 26	選挙人名簿登録者数の50分の1及び3分の1の数（自治法74等）	協議(9)	R3. 11. 4	選 2
14	60	R3. 11. 26	選挙運動費用支出制限額（法194、196、令127）	協議(10)	R3. 11. 4	選 2
15	63	R3. 12. 7	当選人の住所及び氏名（法101の3②）	91	R3. 12. 7	選
16	21	R4. 5. 10	候補者の選挙運動に関する収入及び支出の公表について（法192①②）	39	R4. 4. 21	定例

選挙長告示

N0	告示 番号	告示日	内 容	議 案		公報 番号
				番号	付議	
1	1	R3. 11. 26	選挙長の執務場所（県規3②）			選 3
2	2	R3. 11. 26	選挙立会人のくじを行う場所及び日時（法76、法62⑥）			選 3
3	3	R3. 11. 26	立候補届受理（法86の4⑪、①、②）			選 4

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登録するもの



目次	
◎ 選挙管理委員会告示	所管課(室)名
・選挙を行うべき事由の発生	選挙管理委員会書記室
選挙管理委員会告示	
長崎県選挙管理委員会告示第45号	
公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第1項の規定による長崎県議会議員補欠選挙(五島市選挙区)の事由が、令和3年10月19日に発生した。	
令和3年10月19日	
長崎県選挙管理委員会	
委員長 榎本 昭晴	
選挙管理委員会告示第49号	
令和3年12月5日執行予定の長崎県議会議員補欠選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第10項の規定により準用する同条第5項の規定により、ポスター掲示場に掲示するポスターの掲示開始の日を次のとおり定めた。	
1 基準日	令和3年11月25日
2 登録日	令和3年11月25日
長崎県選挙管理委員会	
委員長 榎本 昭晴	
選挙管理委員会告示第50号	
令和3年12月5日執行予定の長崎県議会議員補欠選挙の執行に関し、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第189条の規定による選挙運動に関する収入及び支出の報告書に関する事務及び長崎県議会議員及び長崎県知事選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に關する条例(平成5年長崎県条例第38号)の規定による選挙公営に關する事務以外の事務を処理するため、長崎県選挙管理委員会規程(昭和30年長崎県選挙管理委員会規則第5号)第12条第7項の規定により、次のとおり臨時地方書記室を設置する。	
この場合において、同条第5項の規定による地方書記室の管轄区域には、臨時地方書記室の管轄区域を含まないものとする。	
令和3年11月12日	
長崎県選挙管理委員会	
委員長 榎本 昭晴	
設置する期間	
令和3年11月12日から同年12月7日まで	

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登録するもの



目次	
◎ 選挙管理委員会告示	所管課(室)名
・選挙人名簿登録基準日等	選挙管理委員会書記室
・ポスターの掲示開始期日	〃
・臨時地方書記室の設置	〃
選挙管理委員会告示	
長崎県選挙管理委員会告示第48号	
令和3年12月5日執行予定の長崎県議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録の基準日及び登録日を次のとおり定めた。	
令和3年11月12日	
1 基準日	令和3年11月25日
2 登録日	令和3年11月25日
長崎県選挙管理委員会	
委員長 榎本 昭晴	
選挙管理委員会告示第49号	
令和3年12月5日執行予定の長崎県議会議員補欠選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第10項の規定により準用する同条第5項の規定により、ポスター掲示場に掲示するポスターの掲示開始の日を次のとおり定めた。	
令和3年11月12日	
長崎県選挙管理委員会	
委員長 榎本 昭晴	
選挙管理委員会告示第50号	
令和3年12月5日執行予定の長崎県議会議員補欠選挙の執行に関し、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第189条の規定による選挙運動に関する収入及び支出の報告書に関する事務及び長崎県議会議員及び長崎県知事選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に關する条例(平成5年長崎県条例第38号)の規定による選挙公営に關する事務以外の事務を処理するため、長崎県選挙管理委員会規程(昭和30年長崎県選挙管理委員会規則第5号)第12条第7項の規定により、次のとおり臨時地方書記室を設置する。	
この場合において、同条第5項の規定による地方書記室の管轄区域には、臨時地方書記室の管轄区域を含まないものとする。	
令和3年11月12日	
長崎県選挙管理委員会	
委員長 榎本 昭晴	
設置する期間	
令和3年11月12日から同年12月7日まで	

二 設置の場所及び名称並びに管轄区域

場	所	名	称	管轄区域
五島市福江町1番1号	五島市役所内	五島臨時地方書記室		五 島 市

発行者 長崎県選挙管理委員会
〒890-0001 長崎県長崎市上里町三番一號

電 話 〇九〇 八八二四二二
直 通 八八二四二二
傳 真 八八二四二二

印刷所 長崎印刷製本株式会社
〒890-0030 長崎県長崎市上里町八番三十號

株式会社 岩永印刷
〒890-0030 長崎県長崎市上里町八番三十號

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



目 次

◎ 選挙管理委員会告示	所管課(室)名
・選挙期日及び選挙すべき議員の数	選挙管理委員会書記室
・練上投票区及び投票期日	〃
・投票用紙の様式及び規格	〃
・選挙長及び同職務代理者の選任	〃
・開票事務と選挙会事務との合同	〃
・選挙会を行う場所及び日時	〃
・選挙公報掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	〃
・選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の額及び報酬の額	〃

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第51号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第34条第1項の規定により、長崎県議会議員補欠選挙を次のとおり行う。
令和3年11月26日

長崎県選挙管理委員会
委員長 草木 昭晴

1 選挙の期日	令和3年12月5日
2 選挙を行う選挙区及び選挙すべき議員の数	
選挙区	選挙すべき議員の数
五島市選挙区	1人

長崎県選挙管理委員会告示第52号

令和3年12月5日執行の長崎県議会議員補欠選挙（五島市選挙区）において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第56条の規定により、練上投票を行わせる投票区及びその投票期日を次のとおり定めた。

令和3年11月26日

長崎県選挙管理委員会
委員長 草木 昭晴

市町名	練上投票区名	投票期日
五 島 市	福江第22投票区（久賀島地区）	令和3年12月4日
	奈留第1投票区（浦地区）	
	奈留第2投票区（泊・大林・前島・汐池・東風泊地区）	
	奈留第3投票区（船廻・矢神・南越地区）	
	奈留第4投票区（白這地区）	
	奈留第5投票区（夏井・大串地区）	

長崎県選挙管理委員会告示第53号

令和3年12月5日執行の長崎県議会議員補欠選挙において使用する投票用紙の様式及び規格を次のとおり定めた。

令和3年11月26日

長崎県選挙管理委員会
委員長 苅本 昭晴

1 長崎県議会議員補欠選挙投票用紙

令和3年12月執行

長崎県議会議員補欠選挙投票用紙

○注意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 候補でない者の氏名は、書かないこと。

長崎県選挙管理委員会之印

候補者氏名

12.8cm

8.0cm

備考

1 投票用紙の色はクリーム色とし、文字は黒色刷りとする。

2 長崎県選挙管理委員会の印は刷込式とする。

2 長崎県議会議員補欠選挙点字投票用紙

候補者氏名

点字投票

令和三年十二月執行
長崎県議会議員
補欠選挙投票票

○ 注意
一 候補者の氏名は、欄内に記入すること。
二 候補でない者の氏名は、書かないこと。

長崎県選挙管理委員会之印

- 備考
- 1 投票用紙の色はクリーム色とし、文字は黒色刷りとする。
 - 2 長崎県選挙管理委員会の印は刷込式とする。
 - 3 点字投票である旨の表示を赤色で印刷するものとする。

長崎県選挙管理委員会告示第54号

令和3年12月5日執行の長崎県議会議員補欠選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和3年11月26日

長崎県選挙管理委員会
委員長 荻本 昭晴

選挙区	選挙長		選挙長職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
五島市選挙区	平田 國 廣	五島市岐宿町岐宿388番地5	中村 健 一	五島市玉之浦町玉之浦629番地

長崎県選挙管理委員会告示第55号

令和3年12月5日執行の長崎県議会議員補欠選挙において、選挙長の区域と開票区の区域が同一である選挙区（五島市）の開票の事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により、選挙会を行う場所において選挙会の事務に併せて行う。

令和3年11月26日

長崎県選挙管理委員会
委員長 荻本 昭晴

長崎県選挙管理委員会告示第56号

令和3年12月5日執行の長崎県議会議員補欠選挙における選挙会を行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和3年11月26日

長崎県選挙管理委員会
委員長 荻本 昭晴

選挙区	選挙会を行う場所	選挙会を行う日時
五島市選挙区	五島市三尾野町266番地1 五島市中央公園市民体育館	令和3年12月5日 午後8時

長崎県選挙管理委員会告示第57号

令和3年12月5日執行の長崎県議会議員補欠選挙において発行する選挙公報について、長崎県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成14年長崎県条例第9号）第4条第2項の規定により、候補者の掲載文を選挙公報に掲載する順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和3年11月26日

長崎県選挙管理委員会
委員長 荻本 昭晴

選挙区	くじを行う場所	くじを行う日時
五島市選挙区	五島市福江町7番1号 長崎県五島振興局4階A会議室	令和3年11月26日 午後5時15分

長崎県選挙管理委員会告示第58号

令和3年12月5日執行の長崎県議会議員補欠選挙において、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額並びに選挙運動のために使用する労働者に対する労務者に対することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬の最高額を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第197条の2の規定により次のとおり定めた。

令和3年11月26日

長崎県選挙管理委員会

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登録するもの



目 次	所管課(室)名
◎ 選挙管理委員会告示	選挙管理委員会書記室
・選挙人名簿登録者数の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数	〃
・選挙運動費用支出制限額	

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第59号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数は次のとおりである。

令和3年11月26日

長崎県選挙管理委員会
委員長 草木 昭晴

1	50分の1の数	22,324人
2	総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	239,519人
3	県議会議員選挙区別の3分の1の数	
	長崎 市	116,029人
	佐世保市・北松浦郡	72,579人
	島原 市	12,293人
	諫早 市	37,548人
	大村 市	26,290人
	平戸 市	8,550人
	松浦 市	6,162人
	対馬 市	8,346人
	壱岐 市	7,208人
	五島 市	10,356人
	西海 市	7,577人
	雲仙 市	11,905人
	南島原市	12,557人
	西彼杵郡	19,249人
	東彼杵郡	10,043人
	南松浦郡	5,364人

委員長 草木 昭晴

- 1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額
- ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- イ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- ウ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
- エ 宿泊料（食事料2食分を含む。） 1夜につき12,000円
- オ 弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円
- カ 茶菓料 1日につき500円
- 2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額
- ア 基本日額 10,000円
- イ 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割

- 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額

- ア 鉄道賃、船賃及び車賃 1のア、イ及びウに掲げる額

- イ 宿泊料（食事料を除く。） 1夜につき10,000円

- 4 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる報酬の額

- ア 選挙運動のために使用する事務員 1日につき10,000円

- イ 専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（公職選挙法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者 1日につき15,000円

印刷所
長崎県佐世保市八幡八番三十号
株式会社 岩永印刷所

長崎県選挙管理委員会告示第60号

令和3年12月5日執行の長崎県議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額を次のとおり定める。

令和3年11月26日

長崎県選挙管理委員会
委員長 苅本 昭晴

発行者 長崎県
〒850-0831 長崎市上里三番一号

選挙区	支出制限額
五島市選挙区	6,478,500円

電 話 0958-895211
直 通 八二四二二一
代 表 五五二二一四

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登録するもの



目 次

- ◎ 選挙管理委員会告示
・当選人の住所及び氏名

所管課(室)名
選挙管理委員会書記室

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第63号

令和3年12月5日執行の長崎県議会議員補欠選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和3年12月7日

長崎県選挙管理委員会
委員長 苅本 昭晴

選挙区	住 所	氏 名
五島市選挙区	長崎県五島市岐宿町中嶽1242番地1	清 川 久 義

印刷所
印刷人

長崎県佐世保市八幡三番三十号
株式会社 岩永印刷

株式会社 岩永印刷
〒850-0831 長崎市上里三番一号

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登録するもの



目 次

- ◎ 告 示

 - ・公有水面埋立ての竣功認可（3件）
 - ・農業改良資金収収金回収業務委託
 - ・競争入札の参加者の資格等（2件）
 - ・急傾斜地崩壊危険区域の指定
- ◎ 公 告

 - ・令和4年度毒物劇物取扱者試験の実施
 - ・令和4年度技能検定試験（随時3級）の実施
 - ・肥料登録有効期間の更新
 - ・土地改良区の役員の就退任
 - ・土地改良区定款変更認可
 - ・一般競争入札の実施（2件）
 - ・測量の実施
 - ・測量の終了（4件）
- ◎ 選挙管理委員会告示

 - ・令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨
 - ・令和3年12月5日執行の長崎県議会議員補欠選挙(五島市選挙区)における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨
 - ・令和4年2月20日執行の長崎県知事選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨
 - ・政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者ごとの放送回数について

告 示

- 長崎県告示第334号**
公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。
- なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。
- 令和4年5月10日
- 1 埋立ての竣功認可年月日

令和4年5月10日
- 2 埋立ての竣功認可を受けた者の住所氏名

名 称 五島市
所 在 地 長崎県五島市福江町1番1号
代表者氏名 五島市長 野口 市太郎
- 長崎県知事

大石 賢吾

長崎県選挙管理委員会告示第22号

令和3年12月5日執行の長崎県議会議員補欠選挙（五島市選挙区）における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和4年5月10日

長崎県選挙管理委員会
委員長 荻本 昭晴

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類

令和3年12月5日執行 長崎県議会議員補欠選挙（五島市選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

6,478,500円

3 報告書の要旨				
候補者氏名	清 川 久 義	所 属 党 派	自由民主党	
出納責任者氏名	清 川 千 賀 子			
収入 主たる寄附 その他の寄附 その他の収入	円	支 出	期 間	令和3年11月1日から 令和3年12月8日まで
	0	人 件 費		第 1 回 分
	0	家 屋 費		
	594,567	選挙事務所費		
		集合会場費等		
		通 信 費		
		交 通 費		
		印 刷 費		
		広 告 費		
		文 具 費		
		食 糧 費		
		休 泊 費		
	雑 費			
今 回 計	594,567	今 回 計		1,669,527
前 回 計	0	前 回 計		0
総 計	594,567	総 計		1,669,527
支出のうち公 費負担相当額	項 目	金 額		
	ビラの作成			120,160円
	ポスターの作成			954,800円
	計			1,074,960円
報告書受理年月日		令和3年12月13日		
		第 1 回 報 告 分		

候補者氏名		山田博司	山田洋子	所属党派	無所属	期 間	令和3年10月27日から 令和3年12月18日まで	第1回分
収入						支出	円	円
主たる寄附		0				人件費	646,400	646,400
その他の寄附		0				家賃		
その他の収入		2,500,000				選挙事務所費	44,353	44,353
						集合会場費等	8,600	8,600
						通信費	0	0
						交通費	207,850	207,850
						印刷費	1,222,480	1,222,480
						広告費	129,207	129,207
						文具費	2,628	2,628
						食糧費	258,103	258,103
						休泊費	404,800	404,800
						雑費	263,173	263,173
今 回 計		2,500,000				今 回 計	3,187,594	3,187,594
前 回 計		0				前 回 計	0	0
総 計		2,500,000				総 計	3,187,594	3,187,594
支出のうち公						項 目	金 額	
費負担相当額		ビラの作成						
		ポスターの作成						
		計						
		令和3年12月20日				第 1 回 報 告 分		
		報告書受理年月日						
候補者氏名		山田博司	山田洋子	所属党派	無所属	期 間	令和3年12月7日から 令和4年1月17日まで	第2回分
収入						支出	円	円
主たる寄附		0				人件費	0	0
その他の寄附		0				家賃		
その他の収入		0				選挙事務所費	0	0
						集合会場費等	0	0
						通信費	19,619	19,619
						交通費	0	0
						印刷費	0	0
						広告費	0	0
						文具費	0	0
						食糧費	0	0
						休泊費	0	0
						雑費	0	0
今 回 計		0				今 回 計	12,854	12,854
前 回 計		2,500,000				前 回 計	32,473	32,473
総 計		2,500,000				総 計	3,187,594	3,187,594
							3,220,067	3,220,067
支出のうち公						項 目	金 額	
費負担相当額		ビラの作成						0円
		ポスターの作成						0円
		計						0円
		令和4年1月21日				第 2 回 報 告 分		
		報告書受理年月日						

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



目 次	
◎ 長崎県議会議員補欠選挙選挙長告示	所管課(室)名
・選挙長の執務場所	選挙 長
・選挙立会人のくじを行う場所及び日時	々

長崎県議会議員補欠選挙選挙長告示

長崎県議会議員補欠選挙五島市選挙区選挙長告示第1号

令和3年12月5日執行の長崎県議会議員補欠選挙五島市選挙区における選挙長の事務は、次の場所において行う。

令和3年11月26日

長崎県議会議員補欠選挙五島市選挙区選挙長告示第2号

令和3年12月5日執行の長崎県議会議員補欠選挙五島市選挙区における選挙会の選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和3年11月26日

1 場 所 五島市和江町1番1号
五島市役所3階3-C会議室

2 日 時 令和3年12月2日 午後5時30分

長崎県議会議員補欠選挙五島市選挙区選挙長 平田 國廣

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



目 次					所管課(室)名 選 挙 長		
◎ 長崎県議会議員補欠選挙選挙長告示 ・候補者届出書の受理							
長崎県議会議員補欠選挙選挙長告示							
長崎県議会議員補欠選挙五島市選挙区選挙長告示第3号 令和3年12月5日執行の長崎県議会議員補欠選挙五島市選挙区における候補者として、次のとおり届出があっ た。							
令和3年11月26日							
長崎県議会議員補欠選挙五島市選挙区 選挙長 平田 國廣							
届出 受理 番号	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	一のウェブサイト等のアドレス		年 齢	党 派	職 業
			本 籍	住 所			
1	本人	清川 ひさよし きよかわ	長崎県	長崎県五島市岐宿町中嶽	満55歳	自由民主党	株式会社山 内産業代表 取締役
2	本人	山 田 ひろし やま だ	http://www.yamadahirossohi555.com		満51歳	無 所 属	会社顧問
			長崎県	長崎県五島市大荒町			

5 選挙公報

(1) 両面をご覧ください。

(この選挙公報は候補者から提出された原稿をそのまま印刷したものです。)

令和3年12月5日執行
長崎県議会議員補欠選挙

選挙公報

五島市選挙区
長崎県選挙管理委員会

あなたを守る五島の力になります！

私は、元気で明るい未来ある五島づくりのため6つの基本政策を中心に、地域の皆様のご意見・ご要望を活かし、政策に取り組んでまいります。



島民の所得向上

地域の新たな観光資源の発掘及びPR活動
県内修学旅行を五島島内に誘致



五島の農林水産を守る

地域インフラの農協・漁協・郵便局を守る
未開発の水産資源による漁業者の所得向上



島民の生活費の負担軽減

離島と本土を結ぶ海の便、空の便の運賃低減・割引制度の拡充及び航路の充実



子供達の為の夢・希望づくり

子供達の文化及びクラブ活動支援等の活動
応援基金（仮称）の創設及び実施



子育て支援を含む人口増加対策

ふるさと納税を活用したデュアルスクール
制度創設



安全安心な地域づくり

感染症病床の更なる確保及びその財政支援
制度、緊急搬送用ヘリコプターの体制充実



無所属

山田ひろし

51歳

『私の目指す4つの政策目標！』

- ◎ 新型コロナウイルス感染症対策と、五島市経済のV字回復に取り組めます。
- ◎ 大規模災害から人命、財産を守る国土強靱化対策に向けて全力で取り組めます。
- ◎ 有人国境離島法を活用した、農林水産業・六次産業の振興を推進します。
- ◎ 福祉や教育の充実に取り組み、介護・看護・保育の人材不足対策を推進します。

信頼ある政治!!

取り戻そう確かな架け橋



自由民主党公認

清川ひさよし

(55歳)

長崎県議会議員補欠選挙

(五島市選挙区)

12月5日(日)

投票日

(繰上投票区の投票日は12月4日(土)です。)

～お知らせとお願い～

○投票所では、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しています。

○有権者の皆さまへ投票所でのお願い

- ・マスクの着用、咳エチケット、来場時における手指消毒、帰宅後の手洗い等をお願いします。
- ・他の方との距離の確保をお願いします。
- ・混雑緩和のため、期日前投票の積極的な利用をお願いします。

○新型コロナウイルス感染症で自宅療養・宿泊療養

されている方は、特例郵便等投票ができます。

○選挙情報について、詳しくは県選管ホームページを

ご覧ください。

<https://www.pref.nagasaki.jp/section/senkan/>



龍踊りめいすいくん